

②その他の課題

主として政府及び産業界について、以下を提言。

◇ 目標未達成業種の目標達成の蓋然性の向上

今後の対策内容とその効果（京都メカニズムの活用を含む）を定量的・具体的に示すべき。

◇ CO₂排出量の削減を一層意識した取組の推進

原単位を目標としている業種を含め、各業種は CO₂ 排出量の削減を一層強く意識した積極的な取組を行うべき。原単位のみを目標指標としている業種は、CO₂ 排出量についても併せて目標指標とすることを検討すべき。

◇ 業務部門、家庭部門及び運輸部門における取組の強化

民生・運輸部門への経団連等による業種横断的な取組を促すべき。具体的には、経団連加盟業種・会員企業による①本社ビル等オフィスの削減目標設定や、②社員宅における環境家計簿の利用拡大。

◇ 国内外への情報発信

自主行動計画に基づく取組について、海外や消費者等への分かりやすい情報発信を行うべき。

今後、本合同会議においても、フォローアップ合同会議の審議内容を踏まえつつ、対策を検討し、関係省庁及び産業界にその実行を促していくことが必要である。

(2) 産構審・中環審合同会合において提出された削減対策に関する意見

これまでの有識者・関係業界等からのヒアリングを通じ、排出量の削減対策について各委員から以下のような意見が提出された。今後、本審議会の中で、このような対策の適否についての検討を深めるとともに、更なる対策の候補について充実を図ることが必要である。

①民生（業務・家庭）部門関連

(イ) 住宅・業務用ビルの省エネ化

- ・ 2000平米未満の住宅・建築物についての規制対象化
- ・ 既築住宅・建築物に関する規制対象の拡大
- ・ 住宅・建築物の省エネ基準の強制義務化（罰則対象化を含む）

- ・住宅・建築物の省エネ基準の水準引き上げ
- ・住宅の躯体だけではなく、設備を含めた全体についての省エネ基準化
- ・既築住宅・建築物に対する評価制度・表示制度の充実、活用拡大
- ・税制等の省エネ住宅・建築物支援策の一層の充実
- ・建築主だけではなく、建設業者の規制対象化
- ・特に既築住宅・建築物に適合する技術開発の推進
- ・建築物における省エネ効果や具体的取組についての更なる情報提供

(ロ) 業務用ビルのエネルギー管理の促進

- ・業務部門におけるＥＳＣＯの活用
- ・テナントビルにおいて、省エネの経済的インセンティブが生じるようなオーナー・テナント間のルールの整備
- ・ＢＥＭＳの一層の普及促進
- ・業務用ビルにおけるベスト・プラクティスに関する情報提供等を通じた省エネ化の促進
- ・高度な省エネ対策を実施している事業者に対する表彰制度の充実

(ハ) 機器のエネルギー効率改善

- ・省エネ効果が高い機器への買換促進
- ・待機電力の低減等についての一層の推進
- ・家電機器のトップランナー基準対象の拡大、基準見直し
- ・業務用機器のトップランナー基準対象の拡大

(ニ) 国民に対する普及啓発

- ・家庭部門におけるベスト・プラクティスに関する情報の提供等による国民運動の一層の推進
- ・国民運動対策の効果の定量化・制度化
- ・家庭ごとの目標量を設定して削減努力の推進
- ・環境家計簿の活用等を通じたエネルギー利用の「見える化」による国民の省CO2意識の一層の向上

(ホ) その他

- ・業務・家庭部門のエネルギー消費実態を把握するための統計類の整備
- ・公的機関における排出削減の推進

②運輸部門関連

(イ) 自動車の燃費向上

- ・低燃費車の普及に向けた技術開発や税制等を含む普及促進策の実施

(ロ) 交通流対策（道路整備、公共交通機関の利用促進等を含む）の推進

- ・交通流対策による排出削減効果の正確な定量的測定
- ・公共交通機関の利用促進
- ・モーダルシフトの一層の推進
- ・その他の交通流対策（信号システムの高度化、踏切改良、渋滞緩和、環状道路の早期整備、高速道路の利用促進、等）の推進

(ハ) 物流対策の推進

- ・貨物積載率の向上
- ・配送コストの大小に関わらず製品価格が一定となっている商慣行の是正
- ・ＩＴ活用の促進による一層の物流効率化
- ・着荷主の排出削減対策の促進
- ・物流対策による排出削減効果の正確な定量的測定

(ニ) バイオマス燃料の導入促進

- ・バイオマス燃料の導入促進

(ホ) エコドライブの推進

- ・エコドライブのメリットについての普及活動の充実
- ・エコドライブツールの導入促進
- ・企業物流におけるドライバーへのエコドライブ意識の涵養

(ヘ) 自動車以外の対策強化

- ・航空部門等自動車以外の対策強化

③産業・エネルギー転換部門関連

(イ) 産業部門における省エネ促進

- ・業種ごとのベスト・プラクティス（トップランナー）に関する情報提供等を通じた省エネ化の促進
- ・担保・保証不足の中小企業における省エネ設備投資に対する金融面からの支

援の充実（政府系金融機関の活用を含む）

- ・ 中小企業が行った排出削減量を活用するための仕組みの検討
- ・ 中小企業の省エネアドバイザーへのアクセスの円滑化
- ・ 中小企業に対する省エネに関する普及啓発の推進

(ロ) 電力分野における取組

- ・ 科学的・合理的な運転管理の実現による原子力設備利用率の向上

(ハ) 産業・エネルギー転換部門全体に係る取組

- ・ 産業・エネルギー転換部門における石炭利用の抑制

(ニ) 新エネルギーに係る取組

- ・ 費用対効果・安定供給面も勘案した上での再生可能エネルギー活用への検討

④代替フロン等3ガス関連

- ・ 産業界の取組促進、代替製品の利用促進／代替物質の開発等（国際的動向を踏まえた自主行動計画の目標引き上げの促進、事業者による排出抑制設備設置や代替ガスへの転換に対する支援の充実、ノンフロン化・低GWP化の今後の計画の提示、ノンフロン型冷凍機の導入促進、技術開発への支援の充実等）
- ・ 冷媒HFCの回収向上（普及啓発活動の強化、現場設置型機器やカーエアコン使用時の漏洩量に対する目標や必要な場合の規制の導入を含めた管理体制の検討等）

⑤分野横断的事項

- ・ 石油危機時の対策等を参考にした国民生活に対する規制措置等の導入
- ・ クールビズ等の国民運動の効果の定量化・制度化
- ・ 製造業以外の業種を含めた広範な分野における省エネの推進
- ・ エネルギー効率の高い設備・機器の導入促進
- ・ 都市計画段階からの検討等を通じた都市全体の省CO₂化
- ・ 国と地方公共団体との連携
- ・ グリーン経営認証の活用推進
- ・ 国内排出量取引制度、環境税導入についての検討